

みんなを守る!

たばこの煙から出る有害物質は妊婦や胎児、子どもを含め健康に影響があります
望まない受動喫煙をなくし、大切なひとの健康を守ろう






受動喫煙対策
推進マスコット
けむいモン

全国统一
けむい問模試は
こちらから



受動喫煙対策のルールを守る!

-  様々な施設で、屋内は原則禁煙を守る!
-  各種喫煙室の設置と標識の掲示を守る!
-  20才未満の方の喫煙エリアへの立ち入り禁止を守る!

なくそう! 望まない受動喫煙

なくそう! 望まない受動喫煙
<http://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

おしえて! けむいモン!

～受動喫煙防止のルールを守るために～



受動喫煙はどんな影響があるの?

喫煙者が吸っている煙だけではなくたばこから立ち昇る煙や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールはもちろん多くの有害物質が含まれています。本人は喫煙しなくても身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことを受動喫煙と言います。受動喫煙との関連が「確実」と判定された肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群(SIDS)の4疾患について、超過死亡数を推定した結果によると、わが国では年間約1万5千人が受動喫煙で死亡しており健康影響は深刻です。



国民の約 **8** 割以上は非喫煙者

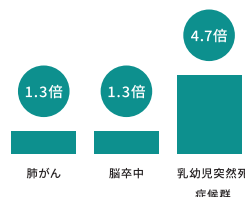


年間約**15,000**人が、
受動喫煙を受けなければ、
これらの疾患で**死亡**せずに済んだと推計。



飲食店 **16%** 遊技場 **10.7%** 職場 **17%**

非喫煙者が受動喫煙に遭遇した場所
令和5年国民健康・栄養調査



受動喫煙を受けている者の
「り患リスク」は高い
出展:喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書



望まない受動喫煙をなくすためには、なにをすればいいの?

受動喫煙を防ぐためには、たばこを吸わない人、たばこを吸う人、お互いが健康増進法の一部を改正する法律の趣旨と内容をよく理解することが重要です。

様々な施設で原則禁煙、

喫煙可能なエリアは20歳未満の方は立入禁止

学校・病院・児童福祉施設等、行政機関などについては敷地内が原則禁煙となる施設もあります。また喫煙可能な場所は20歳未満の方はエリアに立入禁止となります。たとえ従業員であっても立ち入らせることはできません。万が一、20歳未満の方を喫煙室に立ち入らせた場合、施設の管理権限者等は指導・助言の対象となります。



多くの施設において
原則屋内禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に



屋内での喫煙は
喫煙室の設置が必要に



喫煙専用室
○喫煙が可能
×飲食等不可
施設の一部に設置可



加熱式たばこ専用喫煙室
△喫煙が可能
○飲食等可能
施設の一部に設置可



喫煙可能室
○喫煙が可能
○飲食等可能
施設の全部、
または一部に設置可
※一定の要件を満たした
飲食店のみ(経過措置)

喫煙室を正しく利用!

健康増進法の一部を改正する法律では、施設における事業の内容や経営規模への配慮から、施設の類型・場所ごとに、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。各喫煙室においては、それぞれ設置可能となる条件が異なります。

望まない受動喫煙を避けよう

喫煙可能な設備を持った施設には必ず、指定された標識の掲示が義務付けられています。紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等については禁止されており、罰則の対象となります。



・喫煙専用室が設置されている



・加熱式たばこ専用喫煙室が設置されている



・喫煙可能室が設置されている



・喫煙目的室が設置されている